

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱

制定 令和 6 年 6 月 19 日 経本支第 125 号（局長決裁）
最近改正 令和 7 年 9 月 22 日 経本支第 170 号（局長決裁）

（通 則）

第 1 条 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目 的）

第 2 条 本補助金は、横浜市中央卸売市場本場（以下「本場」という。）及び平成 27 年 3 月 31 日まで横浜市中央卸売市場南部市場であった区画内の物流エリア（以下「南部物流エリア」という。）の事業者が、業務のデジタル化により業務効率を高めること、若しくは脱炭素化の取組により環境負荷軽減に寄与するとともに社会的要請に応え社会的評価を向上させることで、取引の継続、新規顧客の獲得、販路拡大、人材獲得の促進等の効果を生み出し、経営基盤が強化され、ひいては本場及び南部物流エリアの活性化に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱における用語の意義は、横浜市中央卸売市場条例（以下「市場条例」という。）及び次の各号による。

（1） 南部青果棟

南部物流エリアにあり、平成 27 年 3 月 31 日の中央卸売市場南部市場廃止まで青果部の卸売場、仲卸売場、事務所として使用されていた建築物をいう。

（2） 南部水産棟

南部物流エリアにあり、平成 27 年 3 月 31 日の中央卸売市場南部市場廃止まで水産物部の卸売場、仲卸売場、事務所として使用されていた建築物をいう。

（3） 中小企業者

中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項各号に規定する事業者をいう。

（4） 市内中小企業者

前号に該当する事業者であり、かつ、市内事業者（横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者をいう。）である者をいう。

（5） デジタル化

これまで用いてきたアナログ的手法をデジタル技術やツールに転換し、前条の

目的を達成できる取組をいう。

(6) 脱炭素化

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことをいい、本補助金では省エネルギー設備の更新・導入を推進することにより脱炭素化に貢献するものとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する中小企業者であり、市長が本補助金の交付を適当と認めた者とする。ただし、個人事業者の場合は青色申告をしている者に限る。

(1) 本場

ア 青果部仲卸業者
イ 水産物部仲卸業者
ウ 関連事業者
エ 本号のアからウのいずれかに該当する事業者により構成される協同組合又は管理責任者の定めがある団体。ただし、組合員又は団体構成員の4分の3以上が本号のアからウのいずれかに該当していること。

(2) 南部物流エリア

ア 一般社団法人横浜南部市場管理協会の正会員であり、南部青果棟の店舗を賃借して業務を営む事業者
イ 一般社団法人横浜南部市場管理協会の正会員であり、南部水産棟の店舗を賃借して業務を営む事業者
ウ 本号のア又はイのいずれかに該当する事業者により構成される協同組合又は管理責任者の定めがある団体。ただし、組合員又は団体構成員の4分の3以上が本号のア又はイのいずれかに該当していること。

2 前項に定める者のうち、次の各号に該当するときは、補助の対象としない。

(1) 第7条第2項に規定する市長が定める公募の方法に規定された期限に補助金規則及びこの要綱を含む本市の補助金に関する要綱の規定に違反したこと等により、市長が補助金の交付決定の取り消したときから、1年を経過しない者であるとき。なお、市長が交付した補助金の返還を命じている場合は、補助金の返還が完了してから1年を経過していなければならない。

(2) 次の横浜市税を滞納しているとき。

ア 市民税
イ 固定資産税
ウ 都市計画税
エ 軽自動車税

(3) 市場条例第70条に規定する使用料等を滞納しているとき。

(4) 市場条例により市長へ提出が定められた報告書等について、提出期限を経過してもなお提出がなされていないとき。

(5) 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「暴力団排除条例」

という。) 第2条第2号から第5号のいずれかの規定に該当する個人又は法人であるとき。

(6) 公序良俗に反する等、その他市長が適当でないと認めるとき

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に規定するデジタル化や脱炭素化により事業効率化や環境負荷軽減が認められるシステム及び設備等への投資事業とする。

2 補助対象事業は、本場及び南部物流エリアにおいて行う事業に使用するシステム及び設備等への投資事業とする。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

(1) 申請のあった日の属する会計年度（以下「当該年度」という。）の2月末日までに事業が完了しない事業計画となっている事業

(2) 申請事業に関係する法令、条例等に適合しない事業

(3) 公序良俗に反する事業

(4) 市長が本場の開設運営に支障が生じると判断した事業

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に規定する経費とする。

2 補助対象経費となる工事の請負、物品の購入、業務の委託等の契約は、市内中小企業者との契約でなければならない。ただし、履行可能な市内中小企業者が存在しない等の理由により、市内中小企業者との契約が困難な場合を除くものとする。

3 補助対象とならない経費は、当該年度の4月1日より前に締結された契約に基づき支払いが行われる経費及び別表第3に規定する経費とする。

4 国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人等が実施する補助事業の対象となった経費は、本補助金の対象外経費とする。

5 前各項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の募集は公募により行うものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、市長が定める公募の方法に規定した期限までに様式1の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシート（以下「エントリーシート」という。）を市長に提出しなければならない。

3 一の事業者は、二以上のエントリーシートを提出することができない。

4 複数の事業者が共同して一つの事業を行う場合は、エントリーシートに複数の事業者のうち一の事業者を管理責任者、他の事業者を共同事業者として記載し、エント

リーシートを提出しなければならない。

なお、共同事業に参画する事業者は、単独又は共同により別の事業について本補助金の交付を申請することができるものとするが、単独事業と共同事業を合わせたエントリー数は二までとする。

- 5 市長は提出されたエントリーシートを審査し、本補助金に適合することを確認した応募者に対しては様式1-1のエントリー内容確認書（以下「確認書」という。）を、適合しないことを確認した応募者に対しては様式1-2のエントリー内容不適合通知書（以下「不適合通知書」という。）を交付するものとする。
- 6 不適合通知書の交付を受けた応募者は、修正したエントリーシートを市長が定める期限までに提出することで1回まで再審査を受けることができるものとする。
- 7 応募者は、確認書の交付を受けた日から30日以内に様式2の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、別表第4に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、申請書を受理した場合には、補助対象者の要件、補助対象事業の目的、効果、内容等の適正性及び補助対象経費の算定の妥当性を審査し、これらが適当と認めたときは本補助金の交付を決定する。なお、申請書に誤りがあった時は、市長は期限を定めて申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、申請書の修正を求めることができるものとし、申請者がこの期限までに修正した申請書を提出しない場合は、申請を取下げたものとみなす。

- 2 本補助金の交付決定額（以下「補助金交付決定額」という。）は、補助対象経費に別表第1に定める各事業区分に応じた補助率を基に予算の範囲内において市長が定めるものとする。なお、補助金交付決定額は、100万円を限度とする。
- 3 前項において、補助対象事業に対する本補助金額として算定された金額（以下「算定金額」という。）の合計額が予算額を超えた場合、市長は算定金額に対して按分による減額を行ったうえで補助金交付決定額を定めることができるものとする。ただし、算定金額が5万円以下の場合は、按分の対象とはしない。また、按分により補助金交付決定額が5万円を下回る場合は、補助金交付決定額を5万円とする。
- 4 市長は、前各項の規定により本補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、補助金交付決定額、その他必要な事項を記載した様式2-7の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）を交付するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により補助金交付決定額を申請書に記載された額より減額する場合、交付決定通知書にその理由を付さなければならない。
- 6 市長は、本補助金の交付決定に際し、この要綱に定める条件以外に必要となる条件を付すことができるものとする。ただし、市長は交付決定通知書にその条件を明記しなければならない。
- 7 市長は、本補助金の不交付を決定した者に対しては、不交付の理由を付した様式2-8の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金不交付決定通知書により不交付

の決定を通知するものとする。

(申請の取下届、取消申請等)

第9条 交付決定者は、交付決定通知書に記載された補助金交付決定額又は前条第6項の規定により付された条件に対して不服があるときは、交付決定通知書の受領日から10日以内に様式3の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請取下届出書により、本補助金交付の申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、前条に定める本補助金の交付決定はなかったものとみなす。
- 3 前条の規定により、本補助金の交付の決定を行った後に第1項の申請の取下げがあった場合、この交付決定が無かったこととなった金額の範囲内において他の事業者に対する交付金額を増額する変更を様式3-1の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付金額増額通知書により行うことができるものとする。
- 4 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象事業に着手できること等が明らかになった場合、速やかに市長へ様式4の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消申請書（以下「交付決定取消申請書」という。）を提出しなければならない。

(変更等の承認申請)

第10条 交付決定者は、次の各号に掲げる事項の変更を行う必要が生じたときは、様式5の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認申請書（以下「変更申請書」という。）に変更後の様式2-1の事業計画書及び様式2-2の事業費予算書を添付して市長に速やかに提出しなければならない。

- (1) 事業の一部を中止するとき
- (2) 補助対象経費が減少するとき
- (3) 補助対象事業が第5条第3項第1号に規定する期日までに完了しなくなったとき

(変更等の承認及び通知)

第11条 市長は、変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、本補助金の交付目的の達成に支障がないと認めるときはこれを承認し、様式5-1の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認通知書（以下「変更承認通知書」という。）を交付するものとする。

- 2 前条に該当する変更申請により補助金交付決定額を減額する必要がある場合は、市長は変更承認通知書に変更後の補助金額を記載するものとする。
- 3 前条第3号に該当する変更申請により補助対象事業の完了期日を変更する必要がある場合は、変更の理由が交付決定者の責に帰さない事情によるものであり、かつ、補助対象事業が当該年度の3月末日までに完了することが確実であると認められるときに限り、市長はこれを承認するものとする。
- 4 市長は変更申請書の内容を審査した結果、補助対象事業の目的の達成が困難と認

めたときはこの申請を承認せず、本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(調査権等)

第 12 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定により、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要に応じて、交付決定者に補助対象事業の遂行の状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の調査又は報告の結果から、補助対象事業が本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるとときは、交付決定者に対し、これらに従って第 5 条第 3 項第 1 号に定める期日までに補助対象事業を遂行するよう、命じることができるものとする。
- 3 市長は交付決定者が前項の命令に応じず、同者が補助金の目的を達成できないと認めたときは、本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(実績報告)

第 13 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに様式 6 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)に、別表第 5 に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- 2 実績報告書の提出期限は、別途市長が定めることとし、この日までに提出されない場合、市長は本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(補助金交付額の確定及び通知)

第 14 条 市長は、実績報告書を受理したときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の成果が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金交付決定額の範囲内で補助金の交付額を確定し、本補助金の交付確定額及び請求書提出期限等を記載した様式 6-3 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付額確定通知書(以下「交付額確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第 15 条 本補助金の交付は、前条に規定する交付額の確定後とする。

- 2 交付額確定通知書の交付を受けた者は、様式 7 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金請求書(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。
- 3 交付額確定通知書を受けた者が交付額確定通知書に記載された日までに請求書を提出せず、さらに当該年度の翌会計年度の 4 月末日を超えて提出しない場合、市長は本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(決定の取消し及び通知)

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金規則第 25 条の規定に違反したとき。
 - (2) 第 4 条第 2 項各号に該当すると判明したとき。
 - (3) 前各号のほか、交付決定者が本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他補助対象事業に関して法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 14 条に規定する交付額の確定後においても適用する。
- 3 市長は、第 1 項により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その者の名称及びその不正行為の内容について公表することができるものとする。
- 4 市長は、本補助金の交付決定を取り消したときは、様式 6-4 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消通知書により交付決定者に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第 17 条 市長は、本補助金の交付決定後、大規模災害、戦争の発生等の事情の変更により予算の執行が不可能又は減額執行となったときは、本補助金の交付決定の全部若しくは一部の取消し、交付決定額の変更等の決定の内容又はこれに付した条件を変更することができるものとする。この場合、市長は様式 6-5 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定後の事情変更による取消し・変更通知書により交付決定者に通知しなければならない。

(事業成果の取扱い)

第 18 条 市長は、補助事業の目的を達成するために本補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）に対し、補助対象事業の成果等について報告を求めることができるものとする。

- 2 市長は、補助事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金受給者に通知した上で、本補助金の交付を受けて行った補助対象事業の成果を市場の活性化に資するように利用することができるものとする。ただし、補助対象事業の成果を第三者に提示、又は公表することで補助金受給者が特定される場合は、その内容について補助金受給者の承諾を得るものとする。

(財産の管理及び処分制限)

第 19 条 補助金受給者は、補助対象事業のために取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しようとする場合は、書面により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金受給者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項の耐用年数の計算の起算日は対象となる財産の取得日とする。
- 3 市長はその管理期間中の当該財産の状況について、隨時必要な報告を徴することができるものとし、補助金受給者は報告しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 20 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、支払いがあった日の属する年度の翌年度から 7 年とする。

(警察本部への照会)

第 21 条 市長は、申請者が第 4 条第 2 項第 5 号に該当しているか否かについて神奈川県警察本部長に対して照会することができるものとし、申請者はこの照会を行うことに同意をしなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 14 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和 7 年 2 月 25 日から施行し、制定日以降申請した者について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 9 月 22 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 15 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

【別表第1】補助対象事業及び補助率

事業区分	対象事例	補助率
1 デジタル化 推進事業	<p>①キャッシュレス決済システム導入</p> <p>②受発注管理、在庫管理、顧客管理等の営業事務を効率化するためのシステム導入</p> <p>③経理、会計、労務管理等の管理事務を効率化するためのシステム導入</p> <p>④営業事務と管理事務を連携させ、事務を効率化するためのシステム導入</p> <p>⑤効率的な販路拡大や販売効率の向上を目的としたECサイト等のエレクトリックコマースのためのシステム（以下「ECシステム」という。）の整備</p> <p>⑥その他、デジタル化により業務の効率化につながることを客観的に説明されていると市長が認めたもの</p>	3分の2
2 脱炭素化推進事業（環境負荷軽減に資する事業）	<p>次に掲げる、省エネルギー化に資する設備の導入。ただし、家庭用製品の導入は対象外とする。</p> <p>① クリーンエネルギー車両 車両の動力に電気を使用する電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）かつ市場内物流（フォークリフト、ターレ）、配送（※1）を目的に使用する車両を対象とする。また、車両にはナンバープレートの装着を必須とする。</p> <p>② 業務用高効率空調 指定設備（※2）又はトップランナー基準を達成するもの（※3）</p> <p>③ 業務用給湯器 指定設備（※2）又は潜熱回収型もしくはヒートポンプ式電気給湯器に更新するもの</p> <p>④ 業務用冷凍・冷蔵設備 指定設備（※2）又はトップランナー基準を達成するもの（※3）</p> <p>⑤ 制御機能付きLED照明の導入 指定設備（※2）又はトップランナー基準を達成するもの（※3）</p> <p>⑥その他、脱炭素化により環境負荷軽減につながることを客観的に説明されていると市長が認めたもの</p>	2分の1

※1 配送を目的に使用する車両

装着するナンバープレートの分類番号が次に該当し、配送を目的とする車両

分類番号	対象車両
1、10から19まで、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZまで	普通貨物自動車
4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZまで	小型貨物自動車
8、80から89まで、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZまで	特殊用途自動車

※2 指定設備

経済産業省「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の「Ⅲ 設備単位型」において、「(C) 指定設備」として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)があらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したもの。

指定設備一覧 <https://sii.or.jp/setsubi06r/search/>

※3 トップランナー基準を達成

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）に基づき定められた令和7年4月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの。

【別表第2】補助対象経費

区分	摘要
固定資産取得費	設備購入費及びこれに伴う設置費、車両購入費（市場内物流、配送を目的に使用する車両に限る）、パソコン・タブレット端末及び関連機器購入費（ただし、システム導入に付随して購入する場合に限る）、キャッシュレス端末購入費、その他事業実施に必要となる機器等の購入費等（ただし、割賦販売契約の場合は、当該年度の2月分までを対象とする。）
工事請負費	補助対象事業実施のために必要となる店舗改修費、設備設置工事費及び店舗改修又は設備設置工事のために解体工事が必要となる時はその工事費
委託費	システム開発委託費、ECサイト作成委託費、ECシステム運営委託費用等（ただし、運営委託費用の場合は、当該年度の2月分までを対象とする。）
ファイナンスリース料	ファイナンスリース契約により導入した機器等の当該年度の2月分までのリース料

賃 借 料	補助金申請事業のために必要不可欠な機器であり、かつ、その賃貸借契約期間が1年以上のものの当該年度の2月分までの機器賃借料等（オペレーションリースを含む。）
加 盟 ・ 登 録 料	サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料に係る費用等
ソ 软 フ ウ ェ ア ・ ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 使用 料	ソフトウェアやクラウドサービスの当該年度の2月分までの使用料
既存設備撤去・ 廃棄経費	買い替え等に伴う既存設備撤去・廃棄のための費用等

【別表第3】補助対象とならない経費

区 分	摘要
公 租 公 課	消費税及び地方消費税額、登録免許税等
手 数 料	口座振替手数料、振込手数料等
リース料、賃借 料、使用料	当該年度の3月以降の使用等に係るリース料、賃借料及びソフ トウェア・クラウドサービス使用料
加 盟 ・ 登 録 料	当該年度の3月以降の使用等に係るサービス、ソフトウェア等 の加盟・登録料に係る費用
保 証 ・ 保 険 料	各種保証・保険料
修 理 ・ 修 繕 料	修理・修繕にかかる費用
商 品	販売等を目的として取得したもの
備 品 ・ 消 耗 品 費	消耗品及び取得費が10万円以下の資産・備品の購入にかかる 費用

【別表第4】交付申請書 添付資料

	添付書類	備考
1	事業計画書	【様式2-1】
2	事業費予算書	【様式2-2】
3	事業者の履歴が分かる次の書類 ア 法人：履歴事項全部証明書 イ 個人：前年分の所得税に係る青 色申告書及び消費税に係る申告 書全部の写し	ア：発行日から3か月以内 イ：青色申告していない事業者は補助 対象とならない
4	横浜市税の納税状況を証明する以下 の書類 ①市民税 ア 法人 直近2か年度分の納税証明書 イ 個人	写しでも可

	<p>前年度及び申請書提出時点で納期が到来している当該年度の分の納税証明書</p> <p>②固定資産税及び都市計画税</p> <p>前年度及び申請書提出時点で納期が到来している当該年度の分の納税証明書</p> <p>③軽自動車税</p> <p>当該年度分の軽自動車税の納税証明書</p>	<p>固定資産税及び都市計画税が賦課されていない場合はその旨の申述書</p> <p>軽自動車税が賦課されていない場合はその旨の申述書</p>
5	<p>誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令、条例等規定により処分を受けていないことの誓約 ・国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人等の補助金対象となった経費を本補助金の対象経費として申請していないことの誓約 	<p>【様式2-3（法人用）】</p> <p>【様式2-4（個人事業者用）】</p>
6	暴力団関係者でないことの誓約書兼暴力団排除に関する神奈川県警察本部長への照会の同意書	<p>【様式2-5（法人用）】</p> <p>【様式2-6（個人事業者用）】</p>
7	<p>見積書</p> <p>① 契約ごとの補助対象経費の金額が100万円未満になるものについては、見積書等の写し</p> <p>② 契約ごとの補助対象経費の金額が100万円以上1,000万円未満になるものについては、2者以上から徴収した見積書等の写し</p> <p>③ 契約ごとの補助対象経費の金額が1,000万円以上になる場合は、3者以上から徴収した見積書等の写し又は5者以上の指名競争入札書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として市内中小企業者から見積もりを徴収すること ・市内中小企業者以外からの見積もりがある場合は、市内中小企業者から見積もりを徴収できない理由書を添付すること ・①から③のいずれかの条件を満たしていないものがある場合は、この条件を満たせない理由書を添付すること
8	補助対象として認められるシステム・設備であることがわかる書類	仕様書、カタログ、システム概要書、トップランナー基準を満たしていることを説明する資料等
9	その他市長が必要と認めた書類	

【別表第5】実績報告書 添付書類

	添付書類	備考
1	事業成果報告書	【様式6-1】
2	事業収支報告書	【様式6-2】
3	契約書等（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の内訳及び金額が詳細かつ明瞭に示された内訳が記載されたもの ・契約内容及び額に応じた適正な額の収入印紙が貼付消印してあること ・収入印紙貼付の見積書も可とする
4	納品書等（写）	事業の完了を確認できる書類
5	領収書等（写）	納品書に対応しており、支払日を確認できる書類
6	事業成果がわかる写真	購入機器等の設置状況を確認できる写真、導入設備の設置工事前後の写真、システムによる出力帳票等
7	その他市長が必要と認めた書類	

【様式 1】

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシート

提出日	年 月 日
法人名又は商号	
代表者職氏名又は氏名	

1 補助申請予定事業

補助対象事業 (いずれかに○)	1 デジタル化推進事業 2 脱炭素化推進事業
抱えている課題	
導入するシステム 又は設備の名称、製 品番号等	
システム又は 設備の概要	
今回のデジタル化又 は脱炭素化の取組に より期待される効果 (定量的な効果)	

2 事業期間（見込み）

年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助申請予定事業に要する費用

(1) 補助申請予定事業に要する費用の見込み額【税抜き】

_____ 千円

(2) 前号(1)の補助申請予定事業に要する費用のうち、補助対象費用の見込み額【税抜き】

_____ 千円

(3) 前号(2)の見込み額のおよその内訳

発注業務内容	発注予定先 上段：名称、下段：所在地 (※)	費用（千円） 【税抜き】
①		
②		
③		
④		
⑤		

※ 発注予定先や見積徴収予定先がある場合に記入してください。

4 補助対象経費となる設備等の発注先の確認

(1) 発注先は全て横浜市内中小企業か (a から c のうち該当するものを丸で囲んでください。)

- a すべて横浜市内中小企業に発注予定
- b 一部については横浜市内中小企業以外の事業者に発注予定
- c 発注先のすべてが横浜市内中小企業以外の事業者

(2) 前項(1)で「b」または「c」を選択した場合は、市内中小企業に発注できない理由を具体的に記入してください。

また、補助対象経費の金額が 100 万円以上となる場合において、2社以上の見積書等が徴収できない見込みである場合は、その理由を具体的に記入してください。

(注意) 横浜市中小企業振興条例及び横浜市補助金規則の規定により、補助金の交付にあたっては、原則として横浜市内に本店又は主たる事業所がある中小企業者に受注した業務であることとされているため、正当な理由なく横浜市内中小企業以外に発注した場合、この発注により発生した費用は、補助金の交付対象外の費用となります。

- 理由

1. **What is the primary purpose of the proposed legislation?**

5 補助事業契約日が交付決定前になる（可能性含む）場合の理由

- 理由

1. **What is the primary purpose of the study?** (e.g., to evaluate the effectiveness of a new treatment, to explore the relationship between two variables, to describe a population, etc.)

6 連絡担当者

氏名	電話番号	FAX番号	e-mail アドレス

以下は横浜市記入欄

※ 確認を要する項目

1. **What is the primary purpose of the proposed legislation?**

横浜市の受付担当者氏名

()

【様式1－1】

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

エントリー内容確認書

年 月 日に提出されました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシートについて記載内容を精査したところ、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱に規定する補助対象者の資格及び補助対象事業に該当することを確認しましたので、要綱第7条第5項の規定により通知します。

1 補助対象者の資格

2 補助対象事業

3 補助対象事業概算額

円

4 その他

(1) 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書提出期限

本確認書の発行日から30日以内の次の期限までに仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書を必ず提出してください。なお、期限までに提出されなかった場合は、エントリーシートの提出がなかったものと判断し、補助対象としない場合があります。

提出期限 年 月 日午後5時まで

(2) 補助金交付額

補助金交付額は仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書の内容を基に改めて決定を行います。そのため、交付額決定の基となる対象事業費は、本確認書記載の補助対象事業概算額と異なる可能性があります。

【様式1－2】

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

エントリー内容不適合通知書

年 月 日に提出されました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシートについて記載内容を精査したところ、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱（以下「要綱」という。）に規定する対象者の資格及び対象事業に適合しないことを確認しましたので、要綱第7条第5項の規定により通知します。

1 不適合の具体的理由

2 エントリーシートの再提出について

本通知書の交付を受けた応募者は、要綱第7条第6項に規定により、修正したエントリーシートを市長が定める下記期限までに提出し、1回を限度として再審査を受けることができます。

再審査を希望する場合のエントリーシート提出期限

年 月 日 ()

【様式 2】

年 月 日

横浜市長

所在地又は住所
法人名又は商号
代表者職氏名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金 交付申請書

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第7条第7項に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱を遵守します。

1 補助申請事業（いずれかに○）

デジタル化推進事業 • 脱炭素化推進事業

2 総事業費、補助対象経費及び補助金交付申請額【税抜き】

※様式【2-2】事業費予算書より転記してください。

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

3 補助対象事業の開始及び完了予定日

年 月 日 ~ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式2-1）
- (2) 事業費予算書（様式2-2）
- (3) 事業者の履歴が分かる書類
- (4) 納税状況を証明する書類（写しでも可）
- (5) 誓約書（様式2-3）又は（様式2-4）
- (6) 暴力団関係者でないことの誓約書兼暴力団排除に関する神奈川県警察本部長への照会の同意書（様式2-5又は様式2-6）
- (7) 見積書※
- (8) 補助対象と認められるシステム・設備であることがわかる書類
- (9) その他市長が必要と認めた書類

※市内中小企業者と契約をする場合で、契約先が本市の一般競争入札有資格者名簿に記載がない場合は、契約先が市内中小企業者と確認できる書類が別途必要となります。

【様式 2-1】

事業計画書

年 月 日

所在地又は住所
法人名又は商号
代表者職氏名又は氏名

抱えている課題 ※脱炭素化推進事業の場合 は既存設備の製造年式、購入年月等を記載すること	
導入するシステム または設備の名称、 製品番号等	
システム又は 設備の概要	
今回のデジタル化又 は脱炭素化の取組に より期待される効果 (定量的な効果)	

事業費予算書

1 支出

経費名称	単価	数量等	税抜き金額
補助対象経費			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
値引きがあった場合は、右欄にその額を記載してください。			
【補助対象経費】合計《ア》 計算式 : (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) ※値引きがあった場合は、その額を引いてください。			
補助対象外経費（要綱第6条第3項に該当する経費は、こちらに記載してください。）			
⑧			
⑨			
⑩			
【補助対象外経費】合計《イ》 計算式 : ⑧+⑨+⑩			
総事業費 計算式 : 【補助対象経費】合計《ア》 + 【補助対象外経費】合計《イ》			

2 補助金交付申請額の算出

【補助対象経費】合計《ア》

補助率

補助金交付申請額（★）

2 / 3

× · =

※千円未満は切り捨て

1 / 2

※補助金限度額は100万円

【様式 2－3】

誓約書（法人用）

年 月 日

横浜市長

所在地

法人名

代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付申請にあたり、当法人が次に掲げるすべての事項について確認し、誓約します。

誓 約 事 項	チェック欄
<p>1 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）及び仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱を含む横浜市の補助金に関する要綱の規定に違反したこと等により、市長が補助金の交付決定の取り消したときから、1 年を経過しない者ではありません。</p> <p>また、市長が交付した補助金の返還を命じている場合に規定される補助金の返還が完了してから 1 年を経過しない者ではありません。</p> <p>（仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 4 条第 2 項第 1 号）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2 国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人等の補助事業の対象となった経費は、本補助金の対象経費に算出していません。</p> <p>（仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 6 条第 5 項）</p>	<input type="checkbox"/>

【様式 2－4】

誓約書
(個人事業者用)

年 月 日

横浜市長

住所

商号

事業主氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付申請にあたり、私が次に掲げるすべての事項について確認し、誓約します。

誓 約 事 項	チェック欄
<p>1 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）及び仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱を含む横浜市の補助金に関する要綱の規定に違反したこと等により、市長が補助金の交付決定の取り消したときから、1 年を経過しない者ではありません。</p> <p>また、市長が交付した補助金の返還を命じている場合に規定される補助金の返還が完了してから 1 年を経過しない者ではありません。</p> <p>（仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 4 条第 2 項第 1 号）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2 国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人等の補助事業の対象となった経費は、本補助金の対象経費に算出していません。</p> <p>（仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 6 条第 5 項）</p>	<input type="checkbox"/>

【樣式 2 - 5】

暴力団関係者でないことの誓約書兼暴力団排除に関する 神奈川県警察本部長への照会の同意書（法人用）

年 月 日

橫浜市長

所在地

法人名

代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付申請にあたり、当法人が暴力団関係者でないことを誓約するとともに、市長が横浜市暴力団排除条例第8条に基づき当法人が暴力団関係法人でないこと及び役員に暴力団員等がいないことを確認するため、神奈川県警察本部長に次表に記載された情報を提供し、照会することについて同意します。

なお、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

現在の役員一覧

【様式 2－6】

暴力団関係者でないことの誓約書兼暴力団排除に関する
神奈川県警察本部長への照会の同意書（個人事業者用）

年 月 日

横浜市長

住所

商号

事業主氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付申請にあたり、私が暴力団関係者でないことを誓約するとともに、市長が横浜市暴力団排除条例第8条に基づき私及び私が経営する事業における責任者が暴力団関係者でないことを確認するため、神奈川県警察本部長に次表に記載された情報を提供し、照会することについて同意します。

なお、記載された全員にこの趣旨を説明し、同意を得ています。

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住所
事業主			T S H . .		
店舗等の 責任者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

【様式2-7】

第
年
月
号
日

(名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付金額

円 (不課税)

2 実績報告書提出期限

年 月 日 ()

3 請求書提出期限

年 月 日 ()

4 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則（以下、「規則」という。）第7条第1項第1号から第3号に定める条件その他、規則及び仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱（以下、「要綱」という）の定めに従ってください。
- (2) この補助金は、事業計画書に記載された事業の実施内容のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (3) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、規則第25条及び要綱第19条の規定により管理及び処分の制限を受けます。
- (4) 事業終了後は、要綱第13条に規定する実績報告書を提出してください。補助金額は、実績報告書の提出を受けて確定します。このため確定額は、「1 補助金交付金額」に記載の金額を下回る場合があります。
- (5) 剰余金が生じたときは、速やかに市長へ報告し、返還手続きをしてください。
- (6) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (7) この補助金の使途について、必要があると認められるときは調査を行います。

5 減額理由（減額した場合のみ）

【様式 2－8】

第 号
年 月 日

(名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付については、審査の結果、次の理由により交付しないことに決定しましたので、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第8条第7項の規定により通知します。

不交付理由

【様式 3】

年 月 日

横浜市長

所在地又は住所
法人名又は商号
代表者職氏名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金

交付申請取下届出書

年 月 日 第 号により交付決定を受けました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第9条第1項の規定に基づき申請を取り下げます。

取下げ理由

【様式3－1】

第　　号
年　月　日

(名称)
(代表者職氏名)　　様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付金額増額通知書

年　月　日第　　号で交付決定した仲卸業者等デジタル化・脱炭素化補助金
については、次の理由により交付金額の増額を決定しましたので通知します。

1　当初の交付決定額　　円

2　増額決定後の交付決定額　　円

3　理由

【様式 4】

年 月 日

横浜市長

所在地又は住所
法人名又は商号
代表者職氏名又は氏名

**仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金
交付決定取消申請書**

年 月 日第 号により交付決定を受けました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第9条第4項の規定に基づき、以下の理由により交付決定の取消しを申請します。

1 取消申請の理由（該当する理由を選択してください。）

- ・補助対象事業に着手することができなくなったため
- ・その他

2 1で選択した理由の具体的な説明

【様式 5】

年 月 日

(申請先)
横浜市長

所在地又は住所
法人名又は商号
代表者職氏名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金

交付変更承認申請書

年 月 日第 号で交付決定を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 10 条の規定により申請します。

1 変更の内容

変更項目	変更前	変更後

2 変更の理由

【様式5－1】

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認通知書

年 月 日に申請のありました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の
変更について、次のとおり承認します。

1 交付決定通知書（当初）の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更の内容

変更前	変更後

【様式6】

年 月 日

横浜市長

所在地又は住所
法人名又は商号
代表者職氏名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金
実績報告書

年 月 日 号で交付決定を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金に係る事業について完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて実績報告します。

1 補助対象事業（いずれかに○）

デジタル化推進事業 • 脱炭素化推進事業

2 補助対象事業完了日

_____年_____月_____日

3 補助金交付申請額

_____円

4 添付書類

- (1) 事業成果報告書（様式6-1）
- (2) 事業収支報告書（様式6-2）
- (3) 契約書等（写）
- (4) 納品書等（写）
- (5) 領収書等（写）
- (6) 事業成果がわかる写真
- (7) その他市長が必要と認めた書類

事業成果報告書

年 月 日

申込人：所在地又は住所
法人名又は商号
代表者職氏名又は氏名

抱えていた課題	
導入したシステム 又は設備の名称、製 品番号等	
システム又は 設備の概要	
今回のデジタル化又 は脱炭素化の取組に よる効果 (定量的な効果)	

事業収支報告書

1 支出

経費名称	単価	数量等	税抜き金額
補助対象経費			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
値引きがあった場合は、右欄にその額を記載してください。			
【補助対象経費】合計 《ア》 計算式 : (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) ※値引きがあった場合は、その額を引いてください。			
補助対象外経費（要綱第6条第3項に該当する経費は、こちらに記載してください。）			
⑧			
⑨			
⑩			
【補助対象外経費】合計 《イ》 計算式 : ⑧+⑨+⑩			
総事業費 計算式 : 【補助対象経費】合計 《ア》 + 【補助対象外経費】合計 《イ》			

2 補助金交付申請額の算出

【補助対象経費】合計 《ア》

補助率

補助金交付申請額 (★)

2 / 3

× •

1 / 2

※千円未満は切り捨て

※補助金限度額は 100 万円

なお、交付決定額を上回ることはできません。

【様式 6－3】

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告書の提出があった仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

1 補助金確定額 円 (不課税)

2 補助金請求書提出期限 年 月 日

(注意) 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 15 条第 3 項の規定により、補助金請求書提出期限までに請求書を提出せず、さらに当該年度の翌会計年度の 4 月末日までに適正な請求書が提出されなかった場合は、補助金を支払うことができませんのでご注意ください。

第 15 条第 3 項

交付額確定通知書を受けた者が交付額確定通知書に記載された日までに請求書を提出せず、さらに当該年度の翌会計年度の 4 月末日を超えて提出しない場合、市長は本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

【様式 6-4】

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日第 号で交付を決定しました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので通知します。

取消しの内容、根拠及び具体的理由

1 取消しの対象

取消金額 円 (取消しの全部・一部)

2 根拠

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 条第 項

3 具体的理由

【様式 6-5】

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金
交付決定後の事情変更による取消し・変更通知書

年 月 日 第 号で交付を決定しました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、次の理由により補助決定を（取り消す・変更する）こととしたので通知します。

(取消し・変更) の理由

【様式 7】

年 月 日

(請求先)

横浜市長

申請者 所在地又は住所
法人名又は商号
代表者職氏名又は氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金請求書

請求金額 金 円

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金について、上記の金額を請求します。

なお、補助金は、次の口座に振り込み願います。

金融機関・支店名												
口座種別	普通・当座				口座番号							
口座名義(カナ)												

※ 法人の場合は法人名義の口座と指定することとし、個人事業者の場合は、事業主名義の口座とする。使用者である店長等の名義の口座は指定できない。